

部会に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、有道会（以下「本会」という。）会則第13条第2項の規定に基づき、本会に設ける部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 本会に次の部会を設ける。

- (1) 政策部会
- (2) 広報部会

2 前項の部会のほか、必要に応じて、臨時部会を設けることができる。

(部会・臨時部会の担当事項)

第3条 政策部会は、本会の政策及び宗制に関する事項を研究する。

- 2 広報部会は、本会の広報活動及び情報収集を担当し、機関紙等の編集及び発行を行う。
- 3 臨時部会は、前二項に掲げる事項のほか、緊急を要する問題が生じた場合は、これを調査研究する。

(部会の組織等)

第4条 政策部会は、議員会員及び管区幹事をもって組織する。

- 2 広報部会及び臨時部会は、議員会員をもって組織する。
- 3 前二項の部会は、会長が必要と認めた者を加えることができる。また、必要に応じて有識者の意見を聞くことができる。
- 4 本会の会長及び幹事長は、全部会に所属するものとする。

(部会長等)

第5条 部会は、次の者をもって構成する。

- 部会長 1人
- 副部会長 1人
- 部会員 若干人
- 書記 若干人

- 2 部会長は、部会の会務を統括し、これを招集する。但し、部会の招集は幹事長を経て、あらかじめ会長の承認を得なければならない。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 書記は、部会長の命を受けて会務に従事する。

(委嘱)

第6条 部会員は、会長が委嘱する。

2 部会長、副部会長及び書記は、部会員のうちから各部会において互選し、会長が委嘱する。

(任期)

第7条 部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 部会員のうち欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議及び報告)

第8条 部会は、年度内に1回以上これを開催し、その結果を総会、議員総会及び幹事会に報告しなければならない。

(旅費の負担)

第9条 本会は、部会に出席した者に対して、旅費の一部を負担することができる。

(細則の変更)

第10条 この細則の変更は、執行部会において決定する。

附則

- 1 この細則は、昭和61年7月8日より施行する。
- 2 この変更細則は、平成3年4月1日より施行する。
- 3 この変更細則は、平成11年8月3日より施行する。
- 4 この変更細則は、平成20年6月16日より施行する。
- 5 この変更細則は、令和元年5月9日より施行する。